



ほのぼのの教室

介護保険とサービスについて

H24年10月27日



サービス利用するには？

①申 請

役所又は住所地担当地域ケアプラザへ申請

②ご本人の状態確認

* 担当者による本人面談(認定調査)

* 主治医の診断(主治医意見書)

③審 査

役所にて②内容含めて判断

④判 定

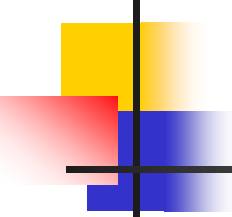
郵送にて自宅へ通知

(通知が届くまで1ヶ月以上かかります)

ケアマネージャーって？

介護保険で利用出来るサービス利用の
相談・紹介・利用手続きを行います。





ケアマネージャー依頼方法は？

住所地担当の地域ケアプラザへ相談



要支援の場合

住所地担当の地域ケアプラザの中から
ケアマネージャー紹介

要介護の場合

近隣の居宅介護支援事業所のケアマネー
ジャー紹介

どんなサービスが利用できるの？

- ・訪問介護(ホームヘルプ)

ヘルパーが自宅を訪問して、食事や排泄の介助、衣服の着脱などの身体介護や、掃除、洗濯などの生活援助を行います。



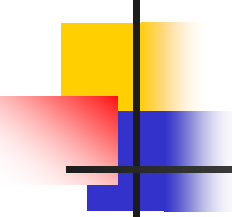


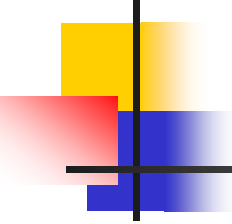


・訪問看護

看護師が自宅へ訪問し、健康チェック
や療養の世話、助言などを行います







・通所介護・リハビリテーション

施設へ通い、入浴、食事、健康チェック、リハビリなどのサービスを受けます



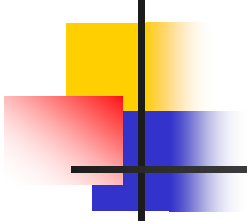




- ・ 訪問入浴介護

介護・看護スタッフが自宅を訪問して、居室に簡易浴槽を組み立て、入浴介助などを行います





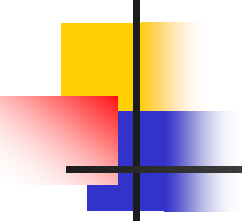


- ・訪問リハビリテーション

リハビリスタッフが自宅を訪問し、リハビリを行います





- 
- 短期入所生活
 - 短期療養介護（ショートステイ）

施設に短期間滞在し、日常生活の介護などを受けます





- 福祉用具

車椅子、介護ベッド、ポータブルトイレなどの貸与が出来ます。購入の場合、購入金額の9割の払い戻しを受けることが出来ます。

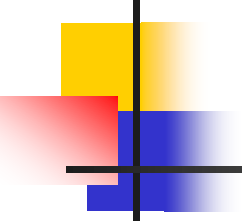


- 住宅改修

住宅改修に対して、支払った金額の9割の払い戻しを受けることができます。

(払い戻し上限金額 18万円)





- 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人保健施設

特定施設入居者生活介護(有料ホーム)

認知症対応型共同生活介護

介護療養型医療施設 など



サービス利用するのにいくらかかるの？

- サービス利用した分の1割を負担
- 食費、部屋代は全額自己負担



例えば・・・ 要介護度2の方の場合

ヘルパー	週2回(1時間)
訪問看護	月2回
デイケア	週2回(6時間)
福祉用具レンタル	ベット・車椅子

⇒ 自己負担額 1万6千円ぐらい